令和3年第6回吉川市農業委員会定例総会(会議録)						
開催	年月日 令和3年6月25日(金)					
開催	量 場 所 吉川市	易 所 吉川市役所202・203会議室				
開静	養 時 刻 午後1	時30分				
閉。静	養 時 刻 午後3	時31分				
席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠	
1	多々良 俊明	出席	1 3	名倉 定一	欠 席	
2	浅見 明一	出席	1 4	山田 繁夫	出席	
3	宇野 直樹	出席	1 5	齊藤 忠男	出席	
4	岡田 早苗	出席	1 6	坂巻 功	出席	
5	吉澤 宏	出席	1 7	山﨑 浩幸	出席	
6	馬巻 俊一	出席	1 8	立原 司朗	出席	
7	田辺 義雅	出席	1	染谷 信行	出席	
8	山口 幸一	出席	2	山口 新市	出席	
9	萩原 豊子	出席	3	林 成夫	出席	
1 0	戸張 力	出席	4	笹本 秀夫	出席	
1 1	阿佐美 慶和	出席	5	戸張 茂	出席	
1 2	辻田 満	出席	6	中村 敏一	出席	
	議事日程					
第 1 第 2	開会	· · ·				
第3	会長あいさつ及び議長就任 会議録署名委員等の指名等について					
第4	会議録者名委員等の指名等について 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について(1番					
	報告第1万 展地伝第3条の3第1項の規定による曲面の支煙について(1番 ~3番)					
	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について(1					
	番~2番)					
	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について(1					
	番)					

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(1 番) 第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について(1番~6番) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意思決定について (1番~4番) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決 定について(1番~2番) 第6 その他 諸般の報告について 閉会 第7 事務局 農業委員会 森事務局長、柴山係長、中村主任 出席者

1 開会森事務局長

ただ今より、「令和3年第6回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしくお願いします。まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第(両面刷)、次第の差替、議案書、議案書7ページの差し替え、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度の加入通知文書とパンフレット、「農業者年金制度のご案内」の送付についての通知文書とそのチラシ、令和3年度農地利用最適化活動活性化研修会の通知文、吉川市農業委員・農地利用最適化推進委員の次期選任についてと募集案内と農委だより62号となっております。

不足がありましたら合図をお願いいたします。

次に議案書の訂正です。議案書7ページ、議案第3号の1番号ですが、右側にあります耕作面積ですが、0㎡となっておりますが、499㎡となりますので訂正をお願いいたします。

次に定例総会の次第の訂正です。1会議録署名委員ですが、5番馬巻俊一委員となっておりますが、吉澤宏委員となりますので訂正をお願いいたします。なお、議案書及び次第とも訂正したものを、各委員の机の上に置かせていただいておりますので確認をお願いします。

また、名倉定一委員から所用のため欠席の連絡がありましたので報告いたします。

それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ 立原会長

(あいさつ)

森事務局長

立原会長ありがとうございました。

委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則 第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますの で、早速ですが、立原会長にお願いいたします。

議長

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。 進行にご協力をお願いいたします。

3 会議録署名委 員の指名について

議長

次第3の「会議録署名委員の指名について」でございます が、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧 ください。4番岡田早苗委員、5番吉澤宏委員にお願いいた します。

次回内容調查 会の日程について 議長

次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」で ございます。

日程については、7月20日火曜日午後1時から、 場所については、市役所2階の203会議室で行います。

次回内容調査会委 員の指名について 議長

次に、3の「次回の内容調査会委員の指名について」でご ざいます。次回は、旭地区から坂巻功委員、三輪野江地区か ら宇野直樹委員、吉川地区から辻田満委員にお願いいたしま

お三方のご都合はよろしいでしょうか。

内容調査委員

(はいの声)

議長

繰り返します。次回の内容調査会、令和3年7月20日火 曜日午後1時から市役所2階の203会議室で行います。内 容調査委員につきましては、旭地区から坂巻功委員、三輪野 江地区から宇野直樹委員、吉川地区から辻田満委員、各委員 よろしくお願いいたします。

次回定例総会に ついて

議長

次に、4の「次回の定例総会の日程、場所について」でございます。

日程については、7月26日月曜日午後1時30分から、 場所については、市役所2階の202・203会議室にて行います。

委員各位のご了解をお願いいたします。

4 報告 議長

それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」でございます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【報告第1号1~3番の朗読】

議長

事務局より報告がありました、報告第1号について、委員 各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。

議長

次に、「報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による 届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願 いいたします。

事務局

【報告第2号1番~2番の朗読】

議長

事務局より報告がありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、報告第2号については問題な しとさせていただきます。

議長

次に、「報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による 届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願 いいたします。 事務局

【報告第3号1番の朗読】

議長

事務局より報告がありました、報告第3号について、委員 各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、報告第3号については問題な しとさせていただきます。

議長

次に、「報告第4号農地法 第18条第6項の規定による通知書の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【報告第4号1番の朗読】

議長

事務局より報告がありました、報告第4号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、報告第4号については問題な しとさせていただきます。

5 議案審議議長

引き続き、次第5の議案審議に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」でございま すが、議案審議の前に皆様にお諮りすることがあります。

従来では利害関係者として退席を求めていなかったのですが、農地管理人が利害関係者だったとき退席を求めるということをお諮りいたします。

利害関係者について退席を求めるということでよろしいでしょうか。

他委員

(異議なしという声)

議長

異議なしという声をいただきました。それでは議案第1号 1番、2番については浅見明一委員の退席を求めます。

浅見委員

(202・203会議室から退室)

議長

引き続き議案の審議をお願いします。議案第1号1番を、

多々良俊明担当委員からご説明をお願いします。

多々良委員

【議案第1号1番を朗読】

議長

この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。馬巻俊一内容調査委員より内容調査会の結果報告をお願いします。

馬巻委員

令和3年6月18日に行いました議案1号1番の内容調査 会での調査の結果を報告いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど多々良担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇氏が出席され、 譲受人との関係は本人です。申請人である譲受人と譲渡人の 関係は他人です。

申請地については、案内図の1ページのとおりです。内容 調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確 認しました。

申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。

譲受人の農家の資格については自作地が6,262㎡、借受地が0㎡、合計6,262㎡、今回取得する農地を含め11,212㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は3人で、農業従事日数は世帯員全員で460日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラ等です。

申請地までの通作距離は6kmで、車で15分です。取得後の耕作予定者は○○で、水稲を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は2,000㎡です。申請地の農地管理人は○○の○○氏です。

以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、 下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。

内容調査員からの意見として、適正に農地管理をお願いしますと申し伝えました。

議長

結果報告を頂きました議案第1号1番について、委員各位 のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

それでは、採決に入ります。議案第1号1番につきまして

賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第1号1番は許可することに決 定いたします。

議長

次に2番を、多々良担当委員からご説明をお願いいたします。

多々良委員

【議案第1号2番を朗読】

議長

この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。馬巻俊一内容調査委員より内容調査会の結果報告をお願いします。

馬巻委員

令和3年6月18日に行いました議案1号2番の内容調査 会での調査の結果を報告いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど多々良担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、○○氏が出席され、 譲受人との関係は本人です。申請人である譲受人と譲渡人の 関係は他人です。

申請地については、案内図の2ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。

申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。

譲受人の農家の資格については自作地が6,262㎡、借受地が0㎡、合計6,262㎡、今回取得する農地を含め11,212㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は3人で、農業従事日数は世帯員全員で460日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラ等です。

申請地までの通作距離は6kmで、車で15分です。取得後の耕作予定者は○○で、水稲を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は2,000㎡です。申請地の農地管理人は○○の○○氏です。

以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、 下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。

内容調査員からの意見として、適正に農地管理をお願いしますと申し伝えました。

結果報告を頂きました議案第1号2番について、委員各位 のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

それでは、採決に入ります。議案第1号2番につきまして 賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(举手多数)

議長

挙手多数ということで議案第1号2番は許可することに決 定いたします。

議長

浅見明一委員の入室を許可します。

浅見委員

(202・203会議室に入室)

議長

次に3番を、岡田早苗担当委員からご説明をお願いいたします。

岡田委員

【議案第1号3番を朗読】

議長

この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案 第1号3番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ござい ますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号 3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第1号3番は許可することに決 定いたします。

議長

次に4番を、坂巻功担当委員からご説明をお願いいたします。

坂巻委員

【議案第1号4番を朗読】

議長

この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案

第1号4番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。

他委員 (なしの声)

議長 ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号

4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員 (挙手全員)

議長 挙手全員ということで議案第1号4番は許可することに決

定いたします。

議長 次に5番を、坂巻担当委員からご説明をお願いいたしま

す。

坂巻委員 【議案第1号5番を朗読】

議長この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案

第1号5番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ござい

ますか。

他委員 (なしの声)

議長 ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号

5番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員 (挙手全員)

議長 挙手全員ということで議案第1号5番は許可することに決

定いたします。

議長 次に6番を、坂巻担当委員からご説明をお願いいたしま

す。

坂巻委員 【議案第1号6番を朗読】

議長 この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案

第1号6番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ござい

ますか。

他委員 (なしの声)

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号 6番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(举手全員)

議長

挙手全員ということで議案第1号6番は許可することに決 定いたします。

議長

次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございますが、1番につきまして宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。

宇野委員

【議案第2号1番を朗読】

議長

この件については内容調査会が実施されております。阿佐美慶和内容調査員より内容調査の結果を報告お願いします。

阿佐美委員

令和3年6月18日に行いました議案2号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど宇野担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は他人です。内容調査会には、〇〇氏と〇〇氏が出席され、譲受人との関係は代理人と本人です。

申請地については、案内図の6ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は資材置場用地です。譲受人の事業は産業廃棄物収集運搬業です。申請地を選んだ理由は本店から200mと近いためです。申請地の利用計画は、資材置場の設置のためです。

排水計画は申請地の南側水路へ放流します。接道については申請地の北側市道で幅員5.3 mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、1カ月後に完了を予定しています。

資金計画として、工事見積もり以上の資金があることを残 高証明書にて確認しました。

転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害 防除策として工事車両搬入の際に人をつけ安全確認のもと工 事が行われます。

申請地は、農業振興地域内で、農用地から当初より除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区と旭土地改良区の意見書が添付されています。

当申請地は、集団的でない農地の区域で、第2種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。

調査員からの意見として、工事の際に近隣への迷惑とならないよう充分配慮するよう申し伝えました。

議長 結果報告を頂きました議案第2号1番について、委員各位

のご意見を伺います。ご意見はございますか。

辻田委員。

辻田委員 車の出し入れはどうしているのですか。

議長事務局お願いします。

事務局 北側の土地はもともと農地以外の雑種地になります。こち

らにつきましては、南側にある資材置場からこの隣地を通っ

て出入りするということで計画をいただいています。

議長 辻田委員。

辻田委員 雑種地の所有者は誰ですか。

議長事務局より説明をお願いします。

事務局 隣地の所有者からは土地の使用承諾書をとっていると確認

をとっています。

議長その他ありますか。林委員。

林委員 申請地の手前の所有者は誰なのでしょうか。

議長事務局から答えられる範囲でお願いします。

事務局 申請地の北側なのですが○○さんの○○ということで代理

人から話を聞いています。

林委員 以前は駐車場として使用していたことを確認していたので

すが、今現在田んぼとして復旧していたことを報告いたしま

す。

議長 他にご意見ありますか。それでは私から。

立原委員 資材置場ということですが、どのような資材を置くか把握

していますか。

事務局

資材につきましては、産業廃棄物収集運搬に使う車に載せるコンテナを置く資材置場となっております。

議長

その他ありますか。よろしいでしょうか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号 1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第2号1番は許可相当とすることに決定いたします。

議長

次に、2番につきまして吉澤宏担当委員からご説明をお願いいたします。

吉澤委員

【議案第2号2番を朗読】

議長

この件については内容調査会が実施されております。岡田早苗内容調査員より内容調査の結果を報告お願いします。

岡田委員

令和3年6月18日に行いました議案2号2番の内容調査 会での調査の結果を報告いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は他人です。内容調査会には、〇〇の〇〇氏が出席され、譲受人との関係は代理人です。

申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は駐車場用地です。譲受人の事業は自動車運送業です。申請地を選んだ理由は三郷市から吉川市に本社を移転したので、条件に合う、一番近いところだからです。

排水計画は申請地の敷地内へ浸透処理します。接道については申請地の東側市道で幅員 6 mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、3カ月後に完了を予定しています。

資金計画として、駐車場整備工事見積もり以上の資金があることを資金調達計画書にて確認しました。

転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害 防除策として境界線にはコンクリートブロック等の土留めを 設置します。

申請地は、農業振興地域内で、農用地から令和2年11月16日より除外されています。

当申請地は、集団的でない農地の区域で、第2種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。

調査員からの意見として、夜間に運用するにあたり近隣住 民への騒音などの配慮をしてトラブルのないようにお願いし ました。

議長

結果報告を頂きました議案第2号2番について、委員各位 のご意見を伺います。ご意見はございますか。

吉澤委員。

吉澤委員

申請地の南側も同じ会社の所有地でしょうか。

議長

事務局よろしいでしょうか。

事務局

南側の土地については地目的には宅地になっていた土地になります。どのような計画になっているか、所有者については事務局で把握しておりません。事務局でお調べして後日お伝えするということでよろしいでしょうか。

議長

吉澤委員よろしいでしょうか。

吉澤委員

はい。

議長

事務局。

事務局

内容調査会でも話があったのですが、南側について駐車場として使用されていますが、今回の申請とは関係ないということで代理人の〇〇の〇〇氏に確認しております。

議長

隣地の土地所有者については確認しなくてもよろしいで しょうか。

吉澤委員

○○とは違う会社ということが分かったので、確認しなくてもいいです。

議長

他にご意見ありますか。

他委員

(なしの声)

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号 2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第2号2番は許可相当とすることに決定いたします。

議長

次に、3番につきまして吉澤担当委員からご説明をお願いいたします。

吉澤委員

【議案第2号3番を朗読】

議長

この件については内容調査会が実施されております。岡田早苗内容調査員より内容調査の結果を報告お願いします。

岡田委員

令和3年6月18日に行いました議案2号3番の内容調査 会での調査の結果を報告いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は他人です。内容調査会には○○氏が出席され、譲受人との関係は代理人です。

申請地については、案内図の8ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認したところ、草が伸びていて作付けできる状態でないが、除草剤はまかれていました。転用目的は資材置場駐車場用地です。譲受人の事業は産業廃棄物処理業です。申請地を選んだ理由は大型車が通行可能な土地だからです。申請地の利用計画は、資材置場と駐車場です。

排水計画は申請地の東側広島落悪水路に放流します。接道 については申請地の東側市道で幅員8mです。工事予定時期 は、許可後すぐに着手し、8カ月後に完了を予定していま す。

資金計画として、資材置場、駐車場工事見積もり以上の資金があることを資金調達計画書にて確認しました。

転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害 防除策としてL型コンクリート擁壁を設置します。

申請地は、農業振興地域内で、農用地から令和2年11月 16日より除外されています。土地改良区の意見書として、 葛西用水路土地改良区と旭土地改良区の意見書が添付されて います。

当申請地は、集団的でない農地の区域で、第2種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。

調査員からの意見として、除草剤はまかれていましたが、 田んぼとして使える状態ではないため、代理人に確認したと ころ、水が引けたら耕起するとの約束をしていただきまし た。

議長

結果報告を頂きました議案第2号3番について、委員各位 のご意見を伺います。ご意見はございますか。 多々良委員。

多々良委員

産廃事業者ということですが、資材置場に置く資材はどんなものでしょう。

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

資材は産業廃棄物を入れる車のバケットですね。バケットを置いておく計画になっています。駐車場についてはバケットを載せる大型車の駐車場となっています。

駐車場が半分、資材置場が半分となっており、北側が駐車場、南側が資材置場となっており、東側から出入りすることになっております。

議長

多々良委員。

多々良委員

バケットというものは車から外した箱ですね。

事務局

はい。

議長

では私から質問をさせていただきます。

立原委員

近くに吉川生コンがあります。栄橋も大きな橋ではありません。代理人を通じて安全管理に気をつけるように申し伝えてください。

議長

齊藤委員。

齊藤委員

産業廃棄物処理業ということですが、排水は広島悪水路に 排水するということですが、そのへんは大丈夫でしょうか。 吉川の環境に影響を与えないのでしょうか。その辺を教え てもらいたいのですが。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

あくまで駐車場とバケットを置いていくもので、放流につ

いては敷地内の雨水を処理する放流となりますので、ここで 産廃の作業をして何か流すとなっていないので問題はないか と事務局では考えております。

議長

山口推進委員。

山口推進委員

東側が旭土地改良区管轄の広島落悪水路となっておりますが、出入りについては頑丈な鉄板を敷くと思いますが、このへんの許可は旭土地改良区の許可をとっているのでしょうか。

議長

事務局でお願いします。

事務局

現時点で水路占用の許可をとっているかは不明ですが、宅地開発協定を締結するなかで旭土地改良区の協議も一緒に行っておりますので、その際に東側の水路占用をどのように行うかを含めて協議しておりますので問題はないと考えております。

議長

山口推進委員。

山口推進委員

本来はそういった許可を取ってから、農業委員会に申請するのが原則だと思います。裁決をとるのなら条件付きで採決をするというものを付けたらとうでしょうか。

議長

事務局お願いします。

議長

多々良委員。

多々良委員

旭土地改良区と相談しているということなので、その結果を聞いてからでもいいでしょう。条件をつけてから裁決をして、その後、結果が出ていましたというのはまずいですから。最初に確認をとってもらった方がよいと思います。

議長

齊藤委員。

齊藤委員

広島の悪水路を通りますよね。その時にここを開発するのに、このような構造で、このような鉄筋を使い、耐久がありますよという話もしていないということですか。この申請の許可を取ってから、やるというのだと順番が違うと思いますが、どうなんでしょう。

議長

事務局お願いします。

事務局

鉄板でなく、ボックスカルバートが設置されることになっています。

吉川市の都市計画課と旭土地改良区の間で、ボックスカルバートを設置して広島落悪水路を通りますよという協議を行っております。構造について問題があるときは申請者と旭土地改良区で協議して調整ができてから、農地転用の許可申請をする流れになっております。水路占用の手続は完了していないかもしれませんが、旭土地改良区と新和環境の間で調整はできでいると、こちらでもとらえています。ただ、その順序については、水路占用の手続が終わってから農地転用の手続と決まってはおりませんので、その点はご容赦お願いします。

議長

多々良委員。

多々良委員

ボックスカルバートを使用するということで、旭土地改良 区から承諾を得ているということでよろしいでしょうか。得 ていないのなら、この案件の審査は来月に延ばすのがよいと 思います。

議長

事務局

事務局

言葉が足らず申し訳ありませんが、ボックスカルバートを使用するということで調整は取れています。ただ、水路占用については、まだこれからで、農地転用の許可、開発の許可が終わってから行う形となっています。

事務局

宅地開発の協議が整っているという状況です。手続はすべて終わっていませんが、約束事は整っている状況です。口頭で聞いたという状況ではなく約束事になっているということです。

議長

吉澤委員。

吉澤委員

申請地の近くに○○さんという家がありますが、こういった人には説明がいっているのでしょうか。

議長

事務局お願いします。

事務局

農業委員会事務局から農地転用についての話をするという ことはありません。

吉澤委員。

吉澤委員

大型車が出入りするとなると吉川生コンほどではないでしょうが、振動やほこりなどの影響があると思ったのです。 知らないうちに開発されたとなるとトラブルなど起きないかなと思ったのです。

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の定例総会で報告したいと思うのですがよろしいでしょうか。

議長

他にご意見ありますか。

議長

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号 3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手多数)

議長

挙手多数ということで議案第2号3番は許可相当とすることに決定いたします。

議長

次に、4番につきまして田辺義雅担当委員からご説明をお 願いいたします。

田辺委員

【議案第2号4番を朗読】

議長

この件については内容調査会が実施されております。阿佐美慶和内容調査員より内容調査の結果を報告お願いします。

阿佐美委員

令和3年6月18日に行いました議案2号4番の内容調査 会での調査の結果を報告いたします。

譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど田辺担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は夫婦です。内容調査会には、○○の○○氏が出席され、譲受人との関係は代理人です。

申請地については、案内図の9ページのとおりです。内容 調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確 認しました。

申請地の利用計画は自己用住宅の建設です。接道については申請地の北側市道で幅員5.3mです。工事予定時期は、令和3年7月30日に着手し、令和4年1月ごろに完了を予定しています。

資金計画は住宅ローン事前審査書にて確認しました。

転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害 防除策として、ブロック塀により土砂が流れないように施行 が行われます。

申請地は、農業振興地域内で、農用地から令和2年7月17日に除外されています。土地改良区の意見書として、葛西 用水路土地改良区の意見書が添付されています。

当申請地は、集団的な農地の区域で、第1種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。

調査員からの意見は、工事の際に近隣への迷惑とならないように充分配慮するよう申し伝えました。

議長

結果報告を頂きました議案第2号4番について、委員各位 のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号 4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第2号4番は許可相当とすることに決定いたします。

議長

次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の決定について」でございます。1番を、染 谷推進委員から説明をお願いいたします。

染谷推進委員

【議案第3号1番を朗読】

議長

議案第3号1番については内容調査会を実施しております。 馬巻内容調査員からの報告をお願いします。

馬巻委員

令和3年6月18日に行いました議案3号1番の内容調査会での調査内容を報告いたします。

借受人、貸付人の住所・氏名は、事務局から報告があったとおりです。内容調査会には、○○氏が出席され、借受人との関係は本人です。借受人と貸付人の関係は○○です。

利用権を設定する土地について、面積は合計 2, 0 6 9 ㎡です。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。

利用権設定理由は経営の拡張です。

利用権設定土地の農業従事者については〇〇氏と〇〇の〇 〇氏で、農業従事日数は合計で220日です。作付する作物 は水稲の予定です。

農作業の経験は10年程度です。所有する農機具は、耕運機、草刈機です。その他、借入して作業を行います。

申請地までの通作距離は約0.5kmで徒歩5分です。現在 耕作している農地面積は、市内の田499㎡です。

内容調査員からの意見は、利用権が設定された後において、借受人が適正に農地を利用していない場合は、利用権の設定を解除することもありますと申し伝えております。

議長

報告をいただきました、議案第3号1番につきまして、ご 意見を伺います。ご意見ございますか。 では私から。

立原委員

解除条件付きという言葉がたびたびでできますが、皆さん に周知したいと思いますのでこの言葉の説明をお願いいたし ます。

事務局

解除条件付きの賃借権の設定でございますが、今回初めて 耕作される方ということがありまして、万が一権利設定期間 耕作されていない状況が続く場合等あった場合につきまし て、それに基づいて解除する条件を付けた上で契約をする利 用権の設定となっております。

議長

他にご意見ありますか。

他委員

(なしの声)

議長

ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号 1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(举手全員)

議長

挙手全員ということで議案第3号1番は、許可することに 決定いたします。

議長

次に、2番につきまして戸張茂推進委員からご説明をお願いいたします。

戸張推進委員

【議案第3号2番を朗読】

報告をいただきました、議案第3号2番につきまして、ご 意見を伺います。ご意見ございますか。

他委員

(なしの声)

議長

それでは、採決に入ります。議案第3号2番につきまして 賛成の方の挙手をお願いします。

他委員

(挙手全員)

議長

挙手全員ということで議案第3号2番は、許可することに 決定いたします。

議長

以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力い ただきありがとうございました。

議長

次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局 から説明をお願いいたします。

事務局

(諸般の報告の朗読)

議長

(補足説明)

議長

続きまして事務局から発言ありますでしょうか。

事務局

今年度の農地利用状況調査・一斉農地パトロールについてでございます。昨年につきましては、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、8月中の農地パトロールの回数を増やして、一斉パトロールの代わりとして行いました。今年については、予定として例年どおりの方法で行いたいと考えております。日程につきましては、車の予約状況から、8月4日、5日、6日でお願いをしたいと考えております。なお、新型コロナウィルス感染拡大防止、4台の軽自動車に各2人ずづの委員が乗車して行いたいと考えております。

議長

事務局からの説明がございましたが、今年度の農地パトロールの実施方法について皆様からの意見を求めます。

山口推進委員

昨年は旭地区が最後だったので、今年は優先して日程を決めることができると思われます。

議長

各地区でいろいろ意見があると思いますので、地区ごとに 集まっていただいて決めてください。 農地利用状況調査の実施にあたりまして、地区ごとに日程 等協議のため暫時休憩します。決まった内容については、事 務局に報告をお願いいたします。

休憩 午後3時00分 再開 午後3時10分

議長

それでは再開いたします。農地利用状況調査の実施について事務局から確認をお願いします。

事務局

吉川地区は8月4日水曜日午前9時からです。三輪野江地区は8月5日木曜日午後1時からです。旭地区は8月6日金曜日午前9時からです。

議長

続きまして事務局から発言ありますでしょうか。

事務局

5点ご連絡がございます。

事務局

1点目は、「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の 公務災害補償制度」についてです。皆さまのお手元に公務災 害補償制度のパンフレットを配付しております。

令和2年10月1日から1年間の期日でA型に1口加入しておりますが、令和3年10月1日から引き続きA型に1口加入してもよろしいか皆様にお諮りするものです。

議長

事務局から加入の提案があった公務災害補償制度について、A型に1口継続して加入してよろしいでしょうか。

他委員

(はいの声)

議長

継続して加入することに決定しました。加入手続きについては、事務局で対応をお願いいたします。 引き続き事務局からお願いします。

事務局

2点目は、令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてです。埼玉県農業会議主催の研修会ですが、9月17日金曜日午後1時30分から3時45分で場所を吉川市役所202・203会議室でZOOMでのメイン会場からのオンラインで開催を予定しております。

事務局

3点目は「農業者年金」です。皆さまのお手元に農業者年金のパンフレットと加入推進マニュアルを配付させていただきました。

こちらは埼玉県農業会議から送付されたもので、農業者年 金加入推進についての概要と加入促進活動が簡潔に記載され ておりますのでご活用ください。

事務局

4点目は、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてです。昨年度もお願いしましたが、相続税の納税猶予が外れる農地について、営農状況の確認をしていただくものです。各地区の担当委員の皆さんに現地の確認をお願いたします。今回の案件は、8月の総会にかける予定になっておりますので、それまでに確認をお願いします。

事務局

5点目は、3月定例総会の時に報告をしました、○○○○の相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、一旦報告しましたが越谷税務署より再度利用状況の確認をしてほしいとの連絡がありました。そのため、担当地区の多々良委員に再度利用状況の確認をお願いしております。その結果報告についてお願いしたいと思います。

多々良委員

【対象農地の利用状況報告】

議長

担当委員の結果報告のとおり、越谷税務署に報告することでよいでしょうか。

他委員

(はいの声)

議長

担当委員の報告どおり越谷税務署へ報告することを決定いたします。

議長

令和3年度農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について説明いたします。

議長

【令和3年度農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について説明】

事務局

【令和3年度農業委員、農地利用最適化推進委員の改選について補足説明】

議長

改選の件につきまして、ご意見等ございますか。

田辺委員

現職の委員が新しい委員を見つける方向でしょうか。

議長

従来を踏襲すると、いくつかの自治会で話し合って決定していくのがよいと考えます。

選挙ではありませんが、次期の改選についてはわだかまり がないようにお願いいたします。

議長 その他、事務局、またはご出席の委員からご発言はありま

すか。

事務局 今年度の県外研修視察について視察の実施についてどうす

るかお諮りいたします。

多々良委員 吉川の市民まつりも中止です。我々も非常勤特別職の公務

員です。今年度については自粛したほうがよいと思います。

議長 現在のコロナの感染状況を考えると今年度の県外研修視察

は自粛ということでよろしいでしょうか。

他委員 (はいの声)

議長 今年度の県外研修視察は自粛ということでよろしくお願い

します。事務局のほうで手配をお願いします。

議長 全体を通してご意見ありますでしょうか。

議長 ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせてい

ただきます。

それでは、進行を事務局にお渡しいたします。

森事務局長 立原会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様

でした。

それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、山﨑会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。

7 閉会

山﨑会長職務代 (あいさつ)

理

森事務局長 皆様、大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和3年第6回吉川市農業委員会定例

総会を閉会します。

議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。

ご協力お願いいたします。

閉会	午後3時31分	
上記、会議の顛末に相違ない	会 長	
事を証明するため署名する。	署名委員	
令和 年 月 日 	署名委員	